登園許可証

(H30.4. 改訂)

幼稚園、保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。子どもの健康回復状態が集団での園 生活が可能な状態となってからの登園となりますようご配慮いただき、登園許可証の記入をお願いします。

【保護者記入欄】

認定こ	ごも園 柏崎中央幼稚園	クラス			組
園児氏名		生年月日	年	月	日

【 主治医記入欄 】

① 登園許可証が必要な感染症・・・該当に〇印

<u> </u>	
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病
分 「程	ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア
第2種	インフルエンザA型 インフルエンザB型 百日咳 麻疹 風疹
	急性耳下腺炎 咽頭結膜熱(プール熱) 水痘 結核
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
	コレラ 腸チフス 細菌性赤痢 パラチフス

② 主治医の判断により記入いただく感染症・・・該当に〇印

	感染性胃腸炎	溶連菌感染症	伝染性紅斑(リンゴ病)
第3種	ヘルパンギーナ	手足口病	マイコプラズマ感染症
その他の	RS ウイルス	ウイルス性肝炎	疥癬
感染症	*アアタマジラミ	*水いぼ(伝染性	軟属腫) *とびひ(伝染性膿痂疹)
	*印は原則として?	登園停止の必要は	ありませんが、症状の強い場合は登園し
	てよい時期をご指示	ください	

*上記の基準は「学校保健安全法施行基準」に準じています

上記疾病は、(治癒・軽快)したので、登園して差し支えありません。

1, 診断日	年	月	日	
2, 登園してもよいと 認められる年月日	年	月	日から	
	医療機	関名		

医師氏名

○感染症による"登園のめやす"について

すべての感染症	治癒するまで
インフルエンザ	発症した後最低5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	発疹が消失してから
	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化してから
·	主な症状(発熱、咽頭発赤、目の充血)が消え2日経過してから
	王な症が(光熱、咽頭光が、日の元血)が肩えて口経廻してから 医師より感染の恐れがないと認めるまで
	医師より感染の恐れがないと認めるまで
流行性角膜炎(はやり目)	医師より感染の恐れがないと認めるまで (結膜炎の症状が消失してから)
急性出血性結膜炎	医師より感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間あけて連続 2
(0157、026、0111等)	回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
手足口病	解熱後 日以上経過し、口腔内の水疱・腫瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹が出現した頃には、既に感染力は消失しているので、全身状態が 良いこと
ヘルパンギーナ	解熱後 日以上経過し、口腔内の水疱・腫瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
A 型肝炎	肝機能が正常であること
B 型肝炎	急性肝炎の場合、症状が消失し全身状態が良いこと、キャリア、慢性肝炎の場合は制限なし
アタマジラミ	駆除を開始していること
伝染性軟属腫(水いぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
	インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか) 流(しか) 流(しか) (上でで) (上でで) (上でで) (かで) (かで) (かで) (かで) (かで) (かで) (かで) (

●インフルエンザと新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、保護者記入の「療養解除届」を 提出してください。